

# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊札幌駐屯地  
北部方面会計隊本部業務科長 佐藤 秀範

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
5LW71GZ00060		5MP01CM0005 0001				4	
品名 または 件名							
産業廃棄物収集運搬処理（グリストラップ汚泥） ほか14件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
予定数量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
200.00	KG						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
陸上自衛隊札幌駐屯地				各地			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
各地				令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊札幌駐屯地 北部方面会計隊本部 業務科契約班及び北部方面会計隊ホームページ

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない

入札日時場所：令和7年3月11日（火）15時20分 第104号隊舎3階「会計隊本部会議室」

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

別紙のとおり

## 1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること
- (3) 令和4・5・6年度の競争参加資格(全省庁統一資格)において「北海道地域」の資格を有し、令和7・8・9年度有効の全省庁統一資格申請中の旨を証明できる者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと
- (5) 「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾し、厳守する者であること
- (6) 付紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること

## 2 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金  
免除する。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金  
免除する。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、落札金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

## 3 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者(委任された者も含む)の氏名及び押印が判別し難い入札
- (4) 電報・FAXによる入札
- (5) 入札開始時刻に遅れた者による入札
- (6) 入札書に暴力団排除に関する誓約事項に誓約する旨の記載が無い入札書(「入札及び契約心得」および第7項6参照)
- (7) 誓約した暴力団排除に関する誓約事項に虚偽があった場合又は違反した場合

## 4 契約書の作成

落札者は落札決定後に関係法令に従い、遅滞なく契約書等を作成する。

## 5 適用する契約条項等

駐屯地標準契約書「役務請負契約条項」、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項および単価契約に関する特約条項を適用する。

## 6 落札決定方式

- (1) 単価(単価が予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。)
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する消費税抜きの金額を入札書に記載すること。(消費税相当額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)

## 7 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 入札に参加する場合は、令和4・5・6年度および令和7・8・9年度の資格審査結果通知書(写)を提出すること。ただし、競争参加資格(全省庁統一資格)を申請中の場合は、申請中の旨を証明できるものを提出すること。
- (3) 入札に参加する者は、**単位対応表**を確認すること。
- (4) **入札に参加する場合は「市場価格調書」を提出すること**(任意ではありますがご協力をお願い致します。)
- (5) 入札時、代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (6) 入札者は、入札書の下部等余白に下記内容を承諾のうえ必ず記載すること。  
〔上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札いたします。また、当社(個人の場合)、当団体(団体の場合)は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。〕
- (7) 郵便による入札は必ず封印をすること。郵便入札の封筒には「“件名”の入札書在中」と明記し、入札書の入った封筒と、「資格審査結果通知書」または、競争参加資格(全省庁統一資格)を申請中の場合は「申請中の旨を証明できるもの」を同封し、**令和7年3月10日(月)12時まで**に必着するよう下記の宛先へ送付すること。郵便による入札書を送付した場合は、記載している連絡先に郵便による応札である旨を必ず連絡すること。

## 8 公告掲示場所等

- (1) 公告掲示場所

ア 札幌駐屯地

イ 北部方面会計隊HP

<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/>

2次元バーコードはこちら→

「札幌」を選択



- (2) 公告掲示期間

令和7年3月11日まで

## 9 各問い合わせ先

〒064-0926

札幌市中央区南26条西10丁目1-1 陸上自衛隊札幌駐屯地

TEL (011)511-7116

FAX (011)521-3006

- (1) 入札に関するお問い合わせ先  
北部方面会計隊本部業務科契約班 福士(内線4461)
- (2) 各品目の規格・仕様に関するお問い合わせ先  
品目等内訳書の各品目右欄を参照

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
  - (1) 資本関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。  
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。  
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
  - (2) 人的関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。  
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。  
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。  
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

品目等内訳書

契約実施計画番号		5LW71GZ00060											
NO	調達要求番号	物品番号		単位	数量	単価	金額	銘柄	納地		指定		
	品名							使用期限等	引渡場所	検査			
	部品番号 または 規格								搬入場所	包装			
	使用器材名			仕様書番号				グループ	納期				
1	5MP01CM0005	0001		KG	200.00				陸上自衛隊札幌駐屯地				
	産業廃棄物収集運搬処理（グリストラップ汚泥）								札幌駐屯地業務隊				
	仕様書のとおり								札幌駐業 須藤 1 曹 3 8 7 1				
				4					令和7年4月1日～令和8年3月31日				
2	5MP01CM0008	0001		M3	150.00				陸上自衛隊札幌駐屯地				
	産業廃棄物収集運搬処理（廃プラスチック類）								札幌駐屯地業務隊				
	廃プラスチック類								札幌駐業 須藤 1 曹 3 8 7 1				
									令和7年4月1日～令和8年3月31日				
3	5MP01CM0009	0001		LI	440.00				陸上自衛隊札幌駐屯地				
	産業廃棄物収集運搬処理（廃定着液）								札幌駐屯地業務隊				
	廃定着液								札幌駐業 須藤 1 曹 3 8 7 1				
									令和7年4月1日～令和8年3月31日				
4	5MP01CM0009	0002		LI	60.00				陸上自衛隊札幌駐屯地				
	産業廃棄物収集運搬処理（廃現像液）								札幌駐屯地業務隊				
	廃現像液								札幌駐業 須藤 1 曹 3 8 7 1				
									令和7年4月1日～令和8年3月31日				
5	5MP01CM0010	0001		CN	30.00				陸上自衛隊札幌駐屯地				
	産業廃棄物収集運搬処理（廃エレメント）								札幌駐屯地業務隊				
	廃エレメント（180ℓ 缶入）								札幌駐業 須藤 1 曹 3 8 7 1				
									令和7年4月1日～令和8年3月31日				
6	5MP01CM0011	0001		KG	500.00				陸上自衛隊札幌駐屯地				
	産業廃棄物収集運搬処理（廃ウエス）								札幌駐屯地業務隊				
	廃ウエス								札幌駐業 須藤 1 曹 3 8 7 1				
									令和7年4月1日～令和8年3月31日				
7	5MP01CM2005	0001		M3	100.00				陸上自衛隊札幌駐屯地				
	産業廃棄物収集運搬処理（廃プラスチック類）								陸上自衛隊札幌駐屯地				
	仕様書のとおり								業務隊管理科 緒方事務官（4022）				
				9					令和7年4月1日～令和8年3月31日				
8	5MP01CM2006	0001		M3	25.00				陸上自衛隊札幌駐屯地				
	産業廃棄物収集運搬処理（金属くず）								陸上自衛隊札幌駐屯地				
	仕様書のとおり								業務隊管理科 緒方事務官（4022）				
				10					令和7年4月1日～令和8年3月31日				
9	5MP01CM2007	0001		M3	5.00				陸上自衛隊札幌駐屯地				
	産業廃棄物収集運搬処理（ガラス・陶磁器類）								陸上自衛隊札幌駐屯地				
	仕様書のとおり								業務隊管理科 緒方事務官（4022）				
				11					令和7年4月1日～令和8年3月31日				



陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
産業廃棄物収集運搬処理 (グリストラップ汚泥)	4	
	作成	令和6年12月12日
	作成部隊等	札幌駐屯地業務隊補給科糧食班

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊札幌駐屯地で実施する「グリストラップ産廃の収集運搬及び処分」について適用する。

2 実施場所

札幌市中央区南26条西10丁目 陸上自衛隊札幌駐屯地 糧食班厨房内

3 役務概要

「グリストラップ洗浄システム保守点検役務」で発生するグリストラップ産廃（含油汚泥）を毎月1回（3月を除く11回）、収集運搬及び処分

4 期間

令和7年4月～令和8年2月

5 一般事項

- (1) 本役務の実施において不明な点は事前が生じた場合は官側と協議するものとする。
- (2) 本役務には業務責任者を常駐させ、労務者の監督及び役務の調整を密にするものとする。
- (3) 本役務に必要な書類は遅滞なく官側の求めに応じ提出するものとする。
- (4) 本役務の写真撮影において役務の対象箇所以外の撮影は禁止とする。
- (5) 役務実施に必要な足場等の仮設資材は受注者にて準備するものとする。
- (6) 役務の管理は遺漏なく行い事故防止に万全を期すと共に、事故等が発生した場合は速やかに官側に報告すると共に受注者の責任において処置するものとする。
- (7) 本作業において既存の器材・施設等に損傷を与えた場合には、請負業者の負担として速やかに復旧する。また、本作業において既存の施設よりも性能が低下するようであれば、請負業者の負担として既存の同等の性能以上に復旧する。
- (8) 本仕様書により作業を実施し、完了後に検査官の検査に合格した時点で完了とする。
- (9) 毎月の収集時期については月末とするも、細部は発注側からの連絡による。

6 役務内容

- (1) 請負者は産廃の処分完了後にマニフェスト提出する。
- (2) グリストラップ産廃は、ビニール袋に入れた状態で厨芥処理室内にある保管容器に入れてあるので、保管容器から取り出しビニール袋ごと回収する。

7 調整先

札幌駐屯地業務隊補給科糧食班 山田曹長

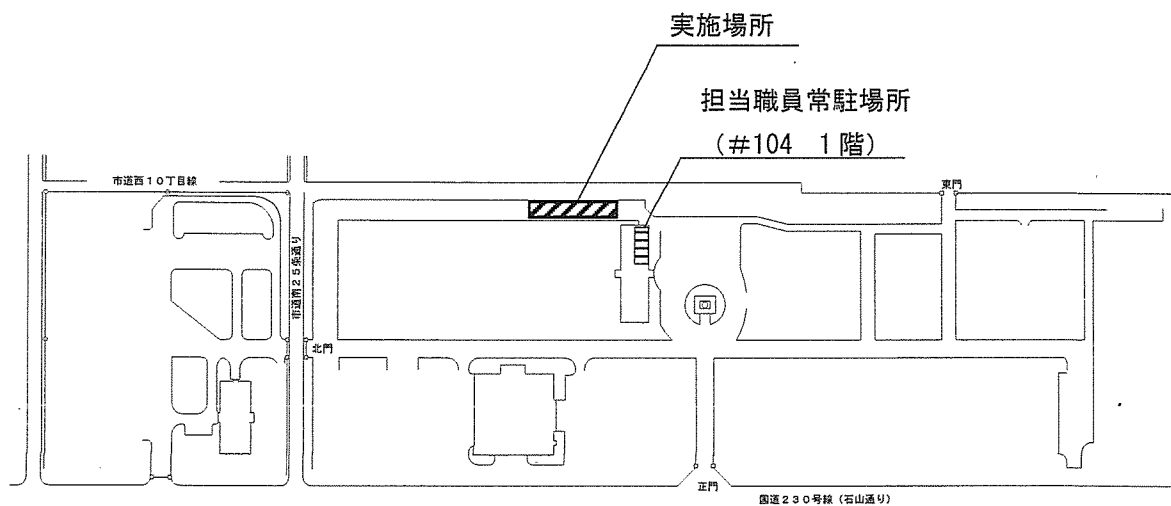
TEL：011-511-7116（内3877）

FAX：011-511-7116（内3877）

仕 様 書		仕様書番号	9
		作成年月日	令和7年2月17日
件 名	産業廃棄物（廃プラスチック類）収集運搬処理	作成部隊名	陸上自衛隊札幌駐屯地業務隊
		作成者	営繕班 緒方事務官
1 場 所 札幌市中央区南26条西10丁目 陸上自衛隊札幌駐屯地			
2 概 要 札幌駐屯地より排出される産業廃棄物（廃プラスチック類（ただし硬質発泡スチロールを除く））を収集し処分場まで運搬、適正に処理すること			
3 一般事項			
(1) 補償 本業務において官側に損害を与えた場合、受注者は直ちに原状回復又は補償の義務を負う。			
(2) 受注者負担 業務に必要な資機材はすべて受注者の負担とする。			
(3) その他			
ア 本業務において「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令を遵守する。			
イ 本業務の実施において疑義が生じた場合は官側と協議する。			
ウ 業務従事者は日本国籍を有し、かつ日本語で意思疎通ができるものとする。			
エ 業務に関係する施設以外の立ち入りは禁止とし、業務上知り得た情報等は外部に漏洩してはならない。			
オ 駐屯地の業務に支障がないよう業務を実施する。			
4 特記事項			
(1) 実施日時 毎月第1、3木曜日を基準（5月1日、1月1日を除く）とし、9時00分から16時00分までの間に入門から出門までを完了する。また、実施日に変更が生じる場合は事前に官側と協議する。			
(2) 許可 本業務は産業廃棄物収集運搬業および処分業の許可を有する業者が実施するものとする。なお収集運搬業及び処分業の許可証の写しを官側へ提出しその了承を得た上で業務を開始する。			
(3) 実施要領			
ア 産業廃棄物管理票は各工程終了日から10日以内に返送する（官側必着）。返送方法については直接官側への受渡し、または郵送記録の残る郵送方法による。産業廃棄物管理票E票の官側の受領及び確認において処理完了検査とする。			
イ 最終処分日が収集日（管理票交付日）の翌月になる場合は翌月1日（土・日・祝日の場合は次の平日）までに官側へ通知する。			
ウ 産業廃棄物の容積（m <sup>3</sup> ）に関して単価を定める。			
エ 産業廃棄物管理票は受注者が用意、負担する。			

(4) 実施場所

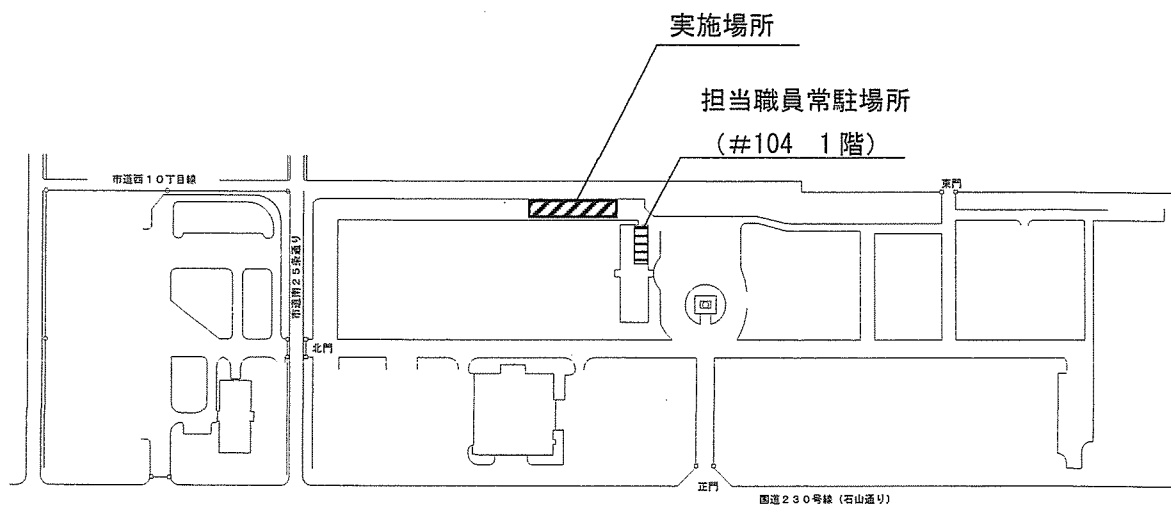
実施場所は以下の1箇所とするも官側より別場所への指示等があった場合は速やかに移動する。



仕 様 書		仕様書番号	10
		作成年月日	令和7年2月17日
件 名	産業廃棄物（金属くず）収集運搬処分	作成部隊名	陸上自衛隊札幌駐屯地業務隊
		作成者	営繕班 緒方事務官
<p>1 場 所 札幌市中央区南26条西10丁目 陸上自衛隊札幌駐屯地</p>			
<p>2 概 要 札幌駐屯地より排出される産業廃棄物(金属くず)を収集し処分場まで運搬、適正処分すること</p>			
<p>3 一般事項</p> <p>(1) 補償 本業務において官側に損害を与えた場合、受注者は直ちに原状回復又は補償の義務を負う。</p> <p>(2) 受注者負担 業務に必要な資機材はすべて受注者の負担とする。</p> <p>(3) その他 ア 本業務において「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令を遵守する。 イ 本業務の実施において疑義が生じた場合は官側と協議する。 ウ 業務従事者は日本国籍を有し、かつ日本語で意思疎通ができるものとする。 エ 業務に係る施設以外の立ち入りは禁止とし、業務上知り得た情報等は外部に漏洩してはならない。 オ 駐屯地の業務に支障がないよう業務を実施する。</p>			
<p>4 特記事項</p> <p>(1) 実施日時 毎月第1、3木曜日を基準（5月1日、1月1日を除く）とし、9時00分から16時00分）までの間に入門から出門までを完了する。また、実施日に変更が生じる場合は事前に官側と協議する。</p> <p>(2) 許可 本業務は産業廃棄物収集運搬業および処分業の許可を有する業者が実施するものとする。なお収集運搬業及び処分業の許可証の写しを官側へ提出しその了承を得た上で業務を開始する。</p> <p>(3) 実施要領 ア 産業廃棄物管理票は各工程終了日から10日以内に返送する（官側必着）。返送方法については直接官側への受渡し、または郵送記録の残る郵送方法による。産業廃棄物管理票E票の官側の受領及び確認において処理完了検査とする。 イ 最終処分日が収集日（管理票交付日）の翌月になる場合は翌月1日（土・日・祝日の場合は次の平日）までに官側へ通知する。 ウ 産業廃棄物の容積（m<sup>3</sup>）に関して単価を定める。 エ 産業廃棄物管理票は受注者が用意、負担する。</p>			

(4) 実施場所

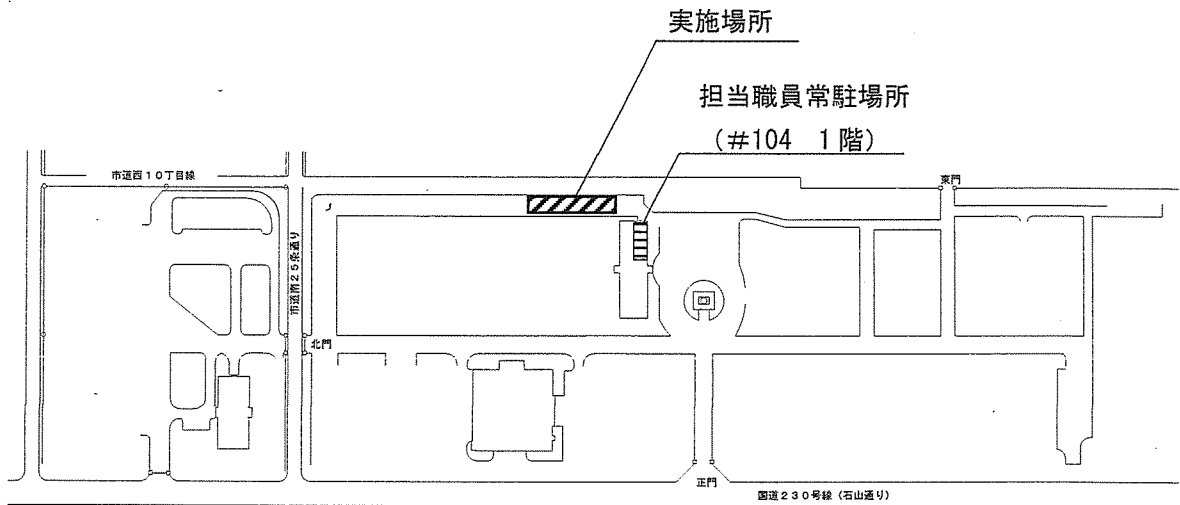
実施場所は以下の1箇所とするも官側より別場所への指示等があった場合は速やかに移動する。



仕 様 書		仕様書番号	11
		作成年月日	令和7年2月17日
件 名	産業廃棄物（ガラス・陶磁器類）収集運搬処理	作成部隊名	陸上自衛隊札幌駐屯地業務隊
		作成者	営繕班 緒方事務官
1 場 所 札幌市中央区南26条西10丁目 陸上自衛隊札幌駐屯地			
2 概 要 札幌駐屯地より排出される産業廃棄物（ガラス・陶磁器類）を収集し処分場まで運搬、適正に処理すること			
3 一般事項			
(1) 補償 本業務において官側に損害を与えた場合、受注者は直ちに原状回復又は補償の義務を負う。			
(2) 受注者負担 業務に必要な資機材はすべて受注者の負担とする。			
(3) その他			
ア 本業務において「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令を遵守する。			
イ 本業務の実施において疑義が生じた場合は官側と協議する。			
ウ 業務従事者は日本国籍を有し、かつ日本語で意思疎通ができるものとする。			
エ 業務に関係する施設以外の立ち入りは禁止とし、業務上知り得た情報等は外部に漏洩してはならない。			
オ 駐屯地の業務に支障がないよう業務を実施する。			
4 特記事項			
(1) 実施日時 毎月第1木曜日を基準（5月1日、1月1日を除く）とし、9時00分から16時00分までの間に入門から出門までを完了する。また、実施日に変更が生じる場合は事前に官側と協議する。			
(2) 許可 本業務は産業廃棄物収集運搬業および処分業の許可を有する業者が実施するものとする。なお収集運搬業及び処分業の許可証の写しを官側へ提出しその了承を得た上で業務を開始する。			
(3) 実施要領			
ア 産業廃棄物管理票は各工程終了日から10日以内に返送する（官側必着）。返送方法については直接官側への受渡し、または郵送記録の残る郵送方法による。産業廃棄物管理票E票の官側の受領及び確認において処理完了検査とする。			
イ 最終処分日が収集日（管理票交付日）の翌月になる場合は翌月1日（土・日・祝日の場合は次の平日）までに官側へ通知する。			
ウ 産業廃棄物の容積（m <sup>3</sup> ）に関して単価を定める。			
エ 産業廃棄物管理票は受注者が用意、負担する。			

(4) 実施場所

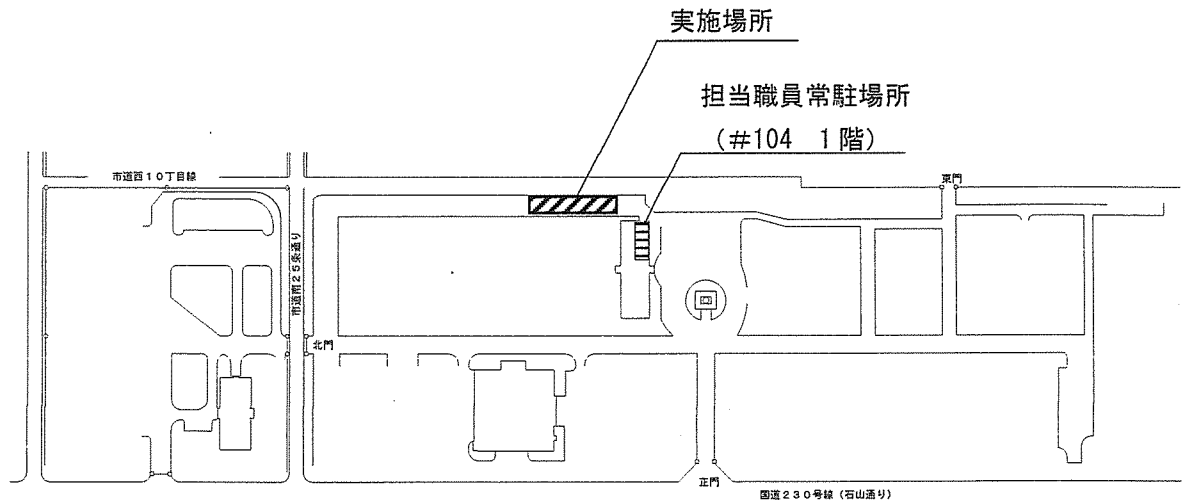
実施場所は以下の1箇所とするも官側より別場所への指示等があった場合は速やかに移動する。



仕 様 書		仕様書番号	12
		作成年月日	令和7年2月17日
件 名	産業廃棄物（蛍光灯類）収集運搬処理	作成部隊名	陸上自衛隊札幌駐屯地業務隊
		作成者	営繕班 緒方事務官
<p>1 場 所 札幌市中央区南26条西10丁目 陸上自衛隊札幌駐屯地</p> <p>2 概 要 札幌駐屯地より排出される産業廃棄物（蛍光灯類）を収集し処分場まで運搬、適正処理すること</p> <p>3 一般事項</p> <p>(1) 補償 本業務において官側に損害を与えた場合、受注者は直ちに原状回復又は補償の義務を負う。</p> <p>(2) 受注者負担 業務に必要な資機材はすべて受注者の負担とする。</p> <p>(3) その他 ア 本業務において「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令を遵守する。 イ 本業務の実施において疑義が生じた場合は官側と協議する。 ウ 業務従事者は日本国籍を有し、かつ日本語で意思疎通ができるものとする。 エ 業務に関係する施設以外の立ち入りは禁止とし、業務上知り得た情報等は外部に漏洩してはならない。 オ 駐屯地の業務に支障がないよう業務を実施する。</p> <p>4 特記事項</p> <p>(1) 実施日時 毎月第1木曜日を基準（5月1日、1月1日を除く）とし、9時00分から16時00分までの間に入門から出門までを完了する。また、実施日に変更が生じる場合は事前に官側と協議する。</p> <p>(2) 許可 本業務は産業廃棄物収集運搬業および処分業の許可を有する業者が実施するものとする。なお収集運搬業及び処分業の許可証の写しを官側へ提出しその了承を得た上で業務を開始する。</p> <p>(3) 実施要領 ア 産業廃棄物管理票は各工程終了日から10日以内に返送する（官側必着）。返送方法については直接官側への受渡し、または郵送記録の残る郵送方法による。産業廃棄物管理票E票の官側の受領及び確認において処理完了検査とする。 イ 最終処分日が収集日（管理票交付日）の翌月になる場合は翌月1日（土・日・祝日の場合は次の平日）までに官側へ通知する。 ウ 産業廃棄物の重量（kg）に関して単価を定める。 エ 産業廃棄物管理票は受注者が用意、負担する。</p>			

(4) 実施場所

実施場所は以下の1箇所とするも官側より別場所への指示等があった場合は速やかに移動する。



仕 様 書		仕様書番号	13
		作成年月日	令和7年2月17日
件 名	産業廃棄物（発泡スチロール）収集運搬処理	作成部隊名	陸上自衛隊札幌駐屯地業務隊
		作 成 者	営繕班 緒方事務官
1 場 所 札幌市中央区南26条西10丁目 陸上自衛隊札幌駐屯地			
2 概 要 札幌駐屯地より排出される産業廃棄物（発泡スチロール）を収集し処分場まで運搬、適正に処理すること			
3 一般事項			
(1) 補償 本業務において官側に損害を与えた場合、受注者は直ちに原状回復又は補償の義務を負う。			
(2) 受注者負担 業務に必要な資機材はすべて受注者の負担とする。			
(3) その他			
ア 本業務において「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令を遵守する。			
イ 本業務の実施において疑義が生じた場合は官側と協議する。			
ウ 業務従事者は日本国籍を有し、かつ日本語で意思疎通ができるものとする。			
エ 業務に関係する施設以外の立ち入りは禁止とし、業務上知り得た情報等は外部に漏洩してはならない。			
オ 駐屯地の業務に支障がないよう業務を実施する。			
4 特記事項			
(1) 実施日時 毎月第1木曜日を基準（5月1日、1月1日を除く）とし、9時00分から16時00分までの間に入門から出門までを完了する。また、実施日に変更が生じる場合は事前に官側と協議する。			
(2) 許可 本業務は産業廃棄物収集運搬業および処分業の許可を有する業者が実施するものとする。なお収集運搬業及び処分業の許可証の写しを官側へ提出しその了承を得た上で業務を開始する。			
(3) 実施要領			
ア 産業廃棄物管理票は各工程終了日から10日以内に返送する（官側必着）。返送方法については直接官側への受渡し、または郵送記録の残る郵送方法による。産業廃棄物管理票E票の官側の受領及び確認において処理完了検査とする。			
イ 最終処分日が収集日（管理票交付日）の翌月になる場合は翌月1日（土・日・祝日の場合は次の平日）までに官側へ通知する。			
ウ 産業廃棄物の容積（m <sup>3</sup> ）に関して単価を定める。			
エ 産業廃棄物管理票は受注者が用意、負担する。			

(4) 実施場所

実施場所は以下の1箇所とするも官側より別場所への指示等があった場合は速やかに移動する。

